

災害などで家計が急変した場合に！

# 令和7年度（2025年度）

## 熊本県育英資金緊急貸与

～貸与型の奨学金のご案内～

家計の収入が急変した世帯の募集

### 育英資金、緊急貸与とは何ですか？



育英資金とは、無利子の貸与型奨学金です。（将来返済が必要）

緊急貸与とは、災害や失職、離婚などで家計の収入が急激に減少した場合に奨学金をお貸しするものです。

### いつからどのくらい借りられますか？



申請日の属する月から、毎月定額（8,000円～35,000円）を令和7年度末（令和8年3月）まで借りられます。（金額は在学により異なります。）\*右上表図参照

### 他の奨学金との併用はできますか？



貸与型の奨学金との併用はできません。  
※併願はできますが、1つのみ選択することになります。

### どんな人が借りることができますか？



貸与金額（月額）：各区分の金額のうち1つを選択

区 分		金 額
国公立	自宅通学	8,000円、13,000円、18,000円
	自宅外通学	13,000円、18,000円、23,000円
私 立	自宅通学	10,000円、20,000円、30,000円
	自宅外通学	15,000円、25,000円、35,000円

貸与期間：令和7年度末（令和8年3月）まで  
※ただし、令和7年度末において、家計急変事由発生から一年以内の場合は、令和8年度末まで貸与可能です。

### 申請方法

在籍する学校の奨学金担当者へ連絡してください。

### 書類の提出締切

令和8年2月末まで毎月随時（学校によって異なります。）

※その他詳細については、在籍する学校にお尋ねください。  
※募集のしおりや申請書類は熊本県教育委員会ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kyouiku/9175.html>



### 要件（すべてを満たす人が対象）

保護者

- 次の①②③のいずれか又は災害などの家計急変により②③に該当すると見込まれる方
  - 生活保護受給世帯
  - 非課税世帯（道府県民税所得割及び市町村民税所得割）
  - 世帯の所得合計が生活保護基準額の2倍以下
- 熊本県内に在住

生徒

- 高等学校等に在学中
- 勉学の意欲があり、育英資金の返還が確実と認められること。

### 「返済」はいくらずつ、どれくらいの期間ですか？



借りた月額の1/3の金額を、月々、借りた期間の3倍で返済します。

【返済例その1】  
高校3年間、月額3万円借りた場合



【返済例その2】  
高校3年間、月額3万円借りて大学に進学した場合



【返済例その3】  
看護学校5年間、月額3万円借りた場合



このチラシに関する問い合わせ先：熊本県高校教育課（096-333-2675）